

○ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号） 新旧対照条文（抄）
 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	附則 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	改 正 前	附則 （ <u>施行期日</u> ） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
-------------	--	-------------	---